

司法面接の視点を踏まえた 被害者支援

理化学研究所／立命館大学
仲真紀子

<http://forensic-interviews.jp/>
m-naka@fc.ritsumei.ac.jp



二種類の面談：例えば、学校で・・・

- 教育相談（未来に向け
ての問題解決）
 - ≫ 授業の相談
 - ≫ 進路相談
 - ≫ カウンセリング
- 事実調査（疑われる過去の
出来事の調査）
 - ≫ 事故
 - ≫ 校則違反
 - ≫ いじめ
 - ≫ 教師による体罰・わい
せつ行為
 - ≫ 家庭での虐待

被疑者
被害者
関係者（親等）

概要

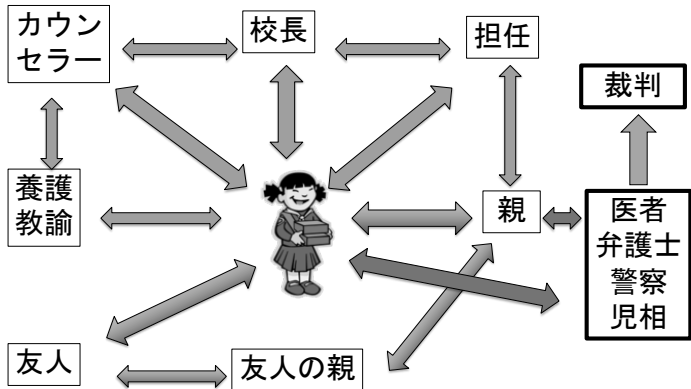
1. 事実調査の問題
 - ① 面接の繰り返し
 - ② 正確な記録の欠如
 - ③ 仮説追求型の面接
 - ④ 被暗示性
 - ⑤ 精神的二次被害＋
事実の調査と心のケア
 2. 司法面接の概要
 - ① 自由報告
 - ② 構造
 - ③ 面接の留意点
- 閑話休題：「ん？」と思ったら：
通告・通報について

Nichd Protocol: National Institute of Child Health and Human Development (米国立小児健康人間発達研究所)で作成された事実確認のための面接法。ダウンロードは <http://forensic-interviews.jp/doc/?r=276> から。

1. 事実調査の問題

- ① 面接の繰り返し
- ② 正確な記録の欠如
- ③ 仮説追求型の面接
- ④ 被暗示性
- ⑤ 精神的二次被害＋事実の調査と心のケア

①面接の繰り返し・②正確な記録の欠如



③仮説追求型の面接

親：××君に叩かれたことある？
子：・・・
親：〇〇さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんとお話して。××君、叩くの？
子：・・・
親：××君叩くの？
子：（小さくて聞き取れない）が当たった。
親：どこ叩かれたの？
子：肩。
親：いつ××君が叩いたの。
子：・・・
親：お話ししてくれないと、たいへんなことになるから。もう一回聞かよ。××君が叩いたのね。
子：（小さな声で）うん。

問題を導入
クローズド質問
繰り返し
圧力
言い換え

④被暗示性

- 実際にはなかったことが、あったかのように感じられてしまう傾向性。「虚記憶」「偽りの記憶」がつくられることもある。
- 社会対人的な関係性という問題。権威者(教師, 親)の聞き取りで生じやすい。
- 認知発達の途上という問題。



- Bruck, Ceci, & Hembrooke (2002)
- ある実験・・・
 - » おいもほり遠足
 - » サクランボ狩り遠足

Bruck, M., Ceci, S. J., & Hembrooke, H. (2002). The nature of children's true and false narratives. *Developmental Review*, 22(3) 520-554.

手続き的知識

やればできる

- 自己への気づき
- 情報源の理解
- メタ認知

意味記憶

いわゆる「知識」

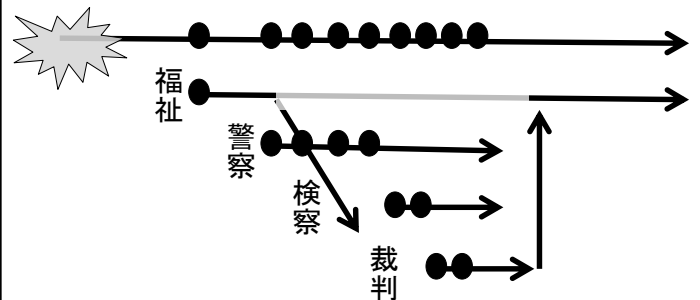
宣言的知識

ことばで説明できる

エピソード記憶

いつ、どこでがありありと目に浮かぶ

⑤精神的二次被害



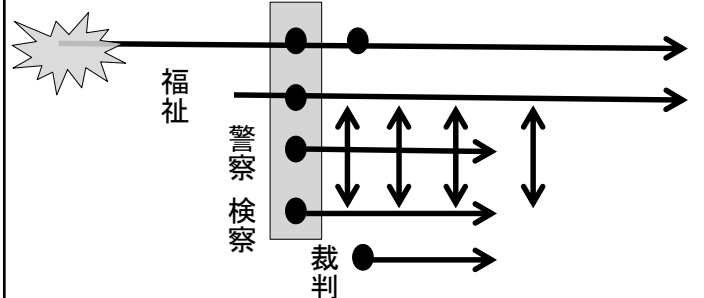
法的手続きにより引き起こされる外傷的敏感症状

Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) Fulcher, G. (2004)

- 聴取の繰り返し：心的外傷の症状が加算的に悪化
 - » 事件・事故の再体験，類似した状況による不安喚起，過覚醒，精神的／実存的危機
- 継続的聴取：一部の被害者では、以前はなかった症状
 - » 後外傷的症狀：フラッシュバック，悪夢，うつ，思考の回避，孤立，愛情を感じられない，楽しめない，無力感，過覚醒，睡眠障害，怒り，注意集中の困難，驚愕反応等
 - » 身体的症状：血圧・心拍上昇，過呼吸，筋緊張，吐き気，下痢

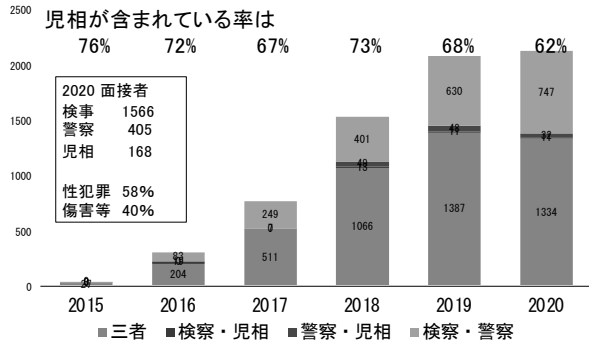


協同面接・代表者聴取



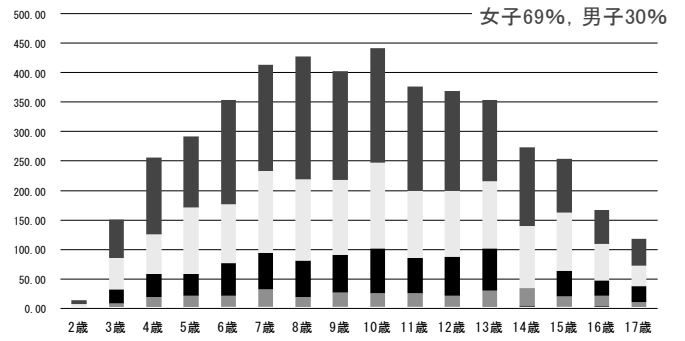
2015年10月28日
 協同面接 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00006.html

協同面接/代表者聴取実施機関



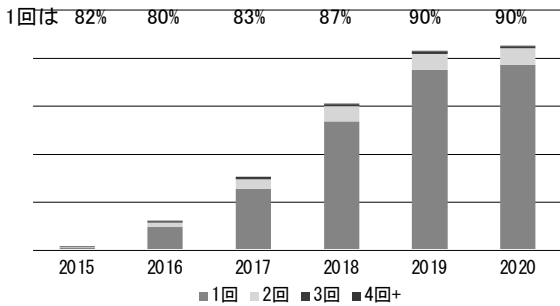
法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会 第5回会議配布資料10 代表者聴取の取組の実情
<https://www.moj.go.jp/content/001367831.pdf>
 p.12-13 代表者聴取の実施件数③(聴取者別) 表3-1,3-2

協同面接/代表者聴取対象年齢



2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020年
<https://www.moj.go.jp/content/001367831.pdf>
 p.18 代表者聴取の実施件数⑦(多機関連携の状況) 表7-2

協同面接/代表者聴取の実施回数



<https://www.moj.go.jp/content/001367831.pdf>
 代表者聴取の実施件数⑧(聴取回数別) 表8-2
 1回は90%
 2回は8%
 3度以上は1%

⑤+事実の調査と心理ケア

- 事実の調査：過去の出来事の記憶をできるだけたくさん、正確に思い出してもらう。
- 心理ケア：未来に向けて、記憶に対する認識を変容させ、辛い体験からの回復を目指す。

2. 司法面接の概要

- ① 自由報告
- ② 構造
- ③ 面接の留意点

①自由報告

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。
 - » ①誘いかけ：何があったか(最初から最後まで/全部)話してください
 - » ②時間の分割：Aの前, A~Bの間, Bの後にあったことを全部話してください
 - » ③手がかり質問：(さっき言った)Aについてもっと話してください
 - » ④それから質問：そして、それで、あとは

WH WH WH
やなことあった

↑WHではなく
オープンで→

そのやなこと、
最初から最後まで
全部話してく
ださい

やなことあった

おわり

いっっちゃった

それから？

たたいた

それから？

おじさん来た

やなことあった

おわり

いっっちゃった

たたいた

おじさん来た

～の前
は？

～と～の
間は？

～と～の
間は？

やなことあった

おわり

いっっちゃった

たたいた

おじさん来た

～のこと
をもっと
詳しく

～のこと
をもっと
詳しく

～のこと
をもっと
詳しく

SE3R (E. Shepherd)

Survey, Extract, Read, Review, Respond
調査 抽出 読み 見直し 対応

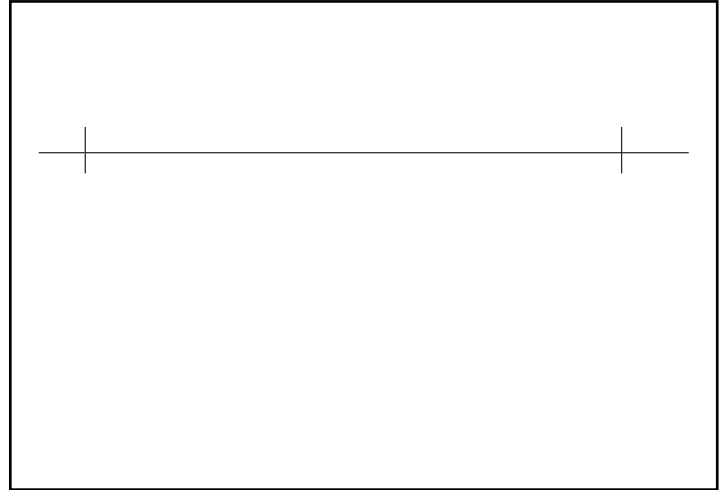
--	--	--	--	--

●お母さんになんて言われてきたの？	●お母さんになんて言われてきたの？
●おじさんのこと ←一般	●おじさんのこと ←目標
●何か嫌なことあったのかな	●そうか、おじさんのこと。どんなこと？
●うん	●触ってきた
●どんなことしたの？	●触ってきた。その時のこと最初から最後まで全部話して
●触ってきた	●私ね、TV見てたのね
●どこ触ってきたの？	●うん
●ここ	●したらね、おじさんきてね
●いつ？	●うん
●きのう	●触ってきた
●どこで？	●うん、それから
●おうち	●そしたらね、・・・
●そのときお母さんはお家にいたの？	
●いない	

自由報告の体験/オープン質問の練習

2分間オープン質問をする/「自由報告で話す」練習をします。

- ①「今日朝起きてからこの場所に来るまでのことを話してください」
- ②「最近した買い物のことを話してください」
 - » ①誘いかけ：最初から最後まで全部話してください
 - » ②時間の分割：Aの前、A-Bの間、Bの後にあったこと
 - » ③手がかり質問：Aについてもっと うん、うん
エコーイング
 - » ④そして・それから



場所	人物	事物	時間	...

最後にWH, クローズド

閑話休題「ん？」と思ったら 通告・通報について

「あなただけに教える。秘密にして。」

- ×え？本当にそうなの？
- ×しっかり確認しよう。
- ×わかったよ、秘密は守る。

性的虐待・被害のほめかし、怪我があれば、詳細を聞かず、迷わず通報・通告を！

面「何かあったかな？」一子「～した/された」
面「うん、誰が？」

- 話してくれてどうもありがとう。
- 〇〇さんが安心して暮らせるように／勉強できるように、一緒に考えさせてね。



最小限の聞き取りと通告・通報

- 「誰が」「どうした」(疑い)で十分。
- 面接者から情報を出さない(根掘り葉掘り聞かない)。
- 繰り返し聞かない。
- 矛盾を追求しない。
- 情報収集に徹し、事実かどうかは後で判断。
- できれば録音、録画をする(スマートフォンでも)。
- 発見者・発覚の状況につき「いつ、どこで、どのような会話があったか」を記録。 ➡ 通告・通報

- 子ども：～～
- おとな：どうしたの？
- 子ども：～～
- おとな：それで？（それから）（そのあとは？）
- 子ども：～～
- おとな：誰が？（名前がわかったら教えて？）
- 子ども：～～
- 面：話してくれて、どうもありがとう。
一緒に考えさせてね。
話してくれたこと紙に書いとくね。

はい、子ども相談です。

もしもし〇〇と申します。

➡ 情報提供・通告

演習 1

- 子ども：あのね、ちゅ～されたらいやなの
- おとな：うん、どうしたの
- 子ども：センセイがちゅ～してくる。
- おとな：うん、それで
- 子ども：ここんこ、すごいや（口を示す）。
- おとな：センセイのお名前わかる？
- 子ども：うん、塾の××先生。
- おとな：うん、わかったよ。話してくれてありがとう。

大事なことから一緒に考えよう。

➡ 通告・情報提供

今、話してくれたこと紙に書いとくね。

演習 2

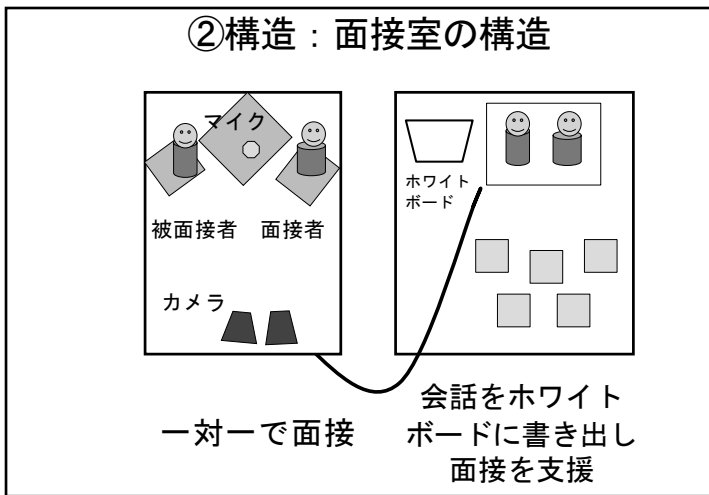
- 子ども：夜になると泣きたくなる
- おとな：うん、何があった？
- 子ども：夜、お布団にはいってくるから
- おとな：うん、それで？
- 子ども：いやだと言ってもやめてくれない
- おとな：誰が、はいってくるの？
- 子ども：おとうさん
- おとな：よく話してくれたね、どうもありがとう。一緒に考えようね。

➡ 通告・情報提供

話してくれたこと紙に書いとくね。

児童虐待の防止等に関する法律
(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)最終改正:平成二十八年六月三日法律第六三号

- 第5条 (早期発見の義務)
 - 1. 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 第6条(児童虐待に係る通告)
 - 1. 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
 - 「虐待を受けた児童」⇒「児童虐待を受けたと思われる児童」H16年改正
 - 3. 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。



②構造：面接の構造

- 導入・ラポール形成
- 自由報告
- 質問
 - オープン質問
 - WH質問
 - クローズド質問
 - 確認質問
- クロージング

Memorandum
of Good
Practice:
MOGP
1992



NICHDプロトコル

(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習
5. 自由報告 (本題への移行)
6. 出来事分離 (1回か)
7. オープン質問
8. 【ブレイク】
9. WH質問, 10. クローズド質問
11. 確認質問 (脅し・目撃者, 開示, 問題)
12. クロージング
13. 終了

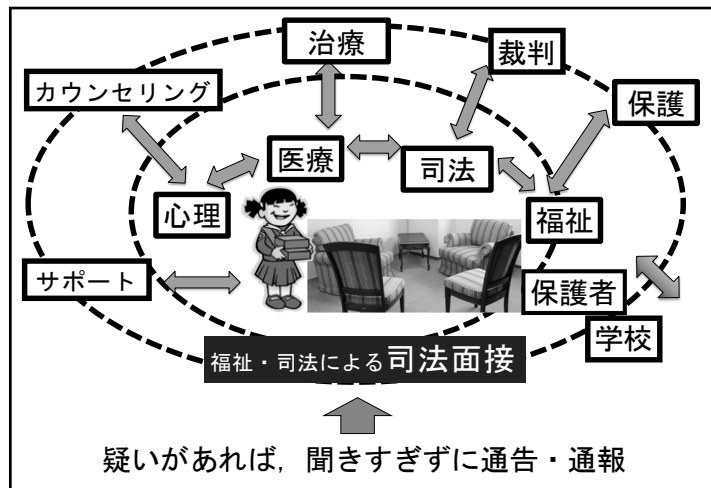
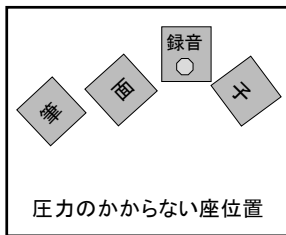
✓ 本当にあったこと
✓ わからない
✓ 知らない
✓ 間違ってる
✓ 全部話して

ペア
リング!

Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007).
A structured forensic interview protocol improves the quality and
informativeness of investigative interviews with children: A review of
research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and
Neglect*, 31, 1201-1231.

③面接の留意点 (筆記役を置き録音のみの場合も)

- 事実調査の目標は情報収集。指導
やカウンセリングではない。
- 面接者 (や筆記役) は子どもに利害の
ない、面接の研修を受けた人。
- できるだけ承諾をとり、録音する。
- 面接者は一対一で子どもに面接。筆
記役は挨拶のみ。口を挟まない。
- 終結前に面接者と筆記役は聞き取れ
ているか部屋の外で確認。
- 時間は年齢×5分が目安。
- 情報収集に徹し、面接後に、他の面
接結果や客観的事実と照合し、総合
的に事実判断を行う。



司法面接に関する情報

● 司法面接支援室

<https://forensic-interviews.jp/training/>

- 北海道大学、立命館大学において、日本科学技術振興機構 (JST)、文部科学省科学研究費補助金新学術領域の支援を受けて実施したプロジェクトのHPです。⇒NICHDプロトコル、講義動画 (2016年、2019年版)、ガイドラインもダウンロードできます。

● 立命館大学司法面接研修

<http://www.ritsumeit.ac.jp/research/forensic/>

- 上記成果のもと、立命館大学事業として司法面接研修を提供しています。基礎：7月、8月、9月、2月、トレーナー研修：12月

● 司法面接研究会

<https://japan-forensicinterview.jimdosite.com>

- 公益社団法人日本心理学会の助成を受けて実施している日本心理学会会員 (心理学者等) による研究活動です。



参考：数々のガイドライン



参考：文部科学省：児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html (Youtubeへのリンクがあります)

- 1. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
 概要：末松文部科学大臣より現職教員や学校関係者等に対しメッセージを伝えるとともに、藤原総合教育政策局長より本年3月18日に策定された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の概要を説明するもの。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
- 2. 児童生徒性暴力等の特徴について
 概要：児童生徒暴力等の特徴（性暴力等の類型、加害者の思考の誤り等）について解説するもの。講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事
- 児童生徒性暴力等の特徴について
- 3. 事実調査のための面接—司法面接を参考に—
 概要：児童生徒に対する事実確認の聴き取りを行う際に注意すべき事項等について解説するもの。講師：仲真紀子 理化学研究所、立命館大学教授、北海道大学名誉教授
- 事実調査のための面接—司法面接を参考に—
- 4. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～ 概要：末松文部科学大臣より現職教員や学校関係者等に対しメッセ

参考：学校での「重大事態」への対応

札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】平成29年1月
 (資料4, p.36-40に面接法ガイドラインあり)
<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidouseito/huzokukikan/huzokukikan.html>



…面接には公共機関の個室を用いた。面接の方法としては、司法面接法(対象者からできるだけ正確な情報をできるだけ多く報告してもらうことを目指した面接方法)を用いた(英国内務省・保健省,2007;Lamb et al.,2007;仲,2014)。すなわち、主たる面接者と記録係を設け、会話はできるだけ1対1とすること、面接者は面接に入る前に面接の目的を告げ、ラポール(話しやすい関係性)を形成し、面接での約束事を告げ、出来事を思い出して話す練習をしてもらった上で、可能な限りオープン質問を用いて面接を行った。1度の面接の時間は1～2時間であった。全ての面接は、承諾のもと録音した。録音資料は書き起こし、調査資料とした。(p. 8)

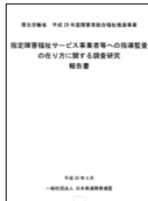
参考：指定障害福祉サービス事業者等への
 指導監査の在り方に関する調査研究 報告書

厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業
 平成 30 年3月 一般社団法人 日本発達障害連盟

http://www.jlidd.jp/wp-content/uploads/H29_mhlw_shidoukansa.pdf

P. 76-116 5 聞き取り面接における留意事項
 p. 107～

- 被害が疑われるときの面接手続き
- 目撃が疑われるときの面接手続き
- 加害・違反が疑われる場合の面接手続き



まとめになる参考文献(「家庭の法と裁判」連載中)

- 仲真紀子(2019～2022)子どもの話を聴くための手法と実践例～司法面接の技法をいかして。第1回 司法面接の基礎と現状。家庭の法と裁判, 20, 91-95.
- 同 第2回 自由報告の意義と支援。家庭の法と裁判, 22, 166-172.
- 同 第3回 口の重い子どもに向けて。家庭の法と裁判, 24, 130-136.
- 同 第4回 面接の計画。家庭の法と裁判, 26, 152-159.
- 同 第5回 面接の計画(続)。家庭の法と裁判, 28, 167-173.
- 同 第6回 司法面接と特別措置, 30, 150-155.
- 同 第7回 司法面接と特別措置, 32, 125-133.
- 同 第8回 第三者による性被害, 捜査機関が中心となる代表者聴取について, 34, 156-163.
- 同 第9回 幼児からの聴取, 年少者への配慮が求められる事案について, 36, 166-174.
- 同 第10回 性的虐待, 三機関による協同面接について。
- 仲真紀子(2016)子どもへの司法面接:考え方・進め方とトレーニング。有斐閣。

Memo

Memo